

市生第644号の2
令和6年 1月 4日

富士宮地区労働者福祉協議会
会長 飯室 憲一 様

富士宮市長 須藤 秀忠
(市民部・市民生活課)



回 答 書

要望事項1. 図書館サービスに係る市民満足度の調査及び向上について

市内では、図書館3カ所、図書コーナー3カ所ありますが、そうしたものが居住地近隣にない市民や子ども達は移動図書館ひばり号のサービスを活用しているものと思います。居住地により利便性が損なわれることがないように、巡回場所や回数等の希望調査を実施していただくとともに、多くの市民や子ども達が利用できる環境整備や利用促進に向けた周知を要望いたします。

(回答)

自動車図書館ひばり号は、市内63カ所を毎月2回、2台のひばり号で運行しており、また、第5週目には福祉施設等4カ所に不定期で巡回しています。巡回先は、中央図書館の徒歩圏内を除く、市立保育園、小学校、市立病院、区民館等であり、市内をできるだけ網羅するように巡回しております。新入学児童や入園する子どもたちに向けて、毎年図書館利用カードの新規登録を学校や保育園を通じて呼びかけており、新入学児童には、ひばり号の利用方法などのオリエンテーションを行っております。図書館では貸出期間を2週間(貸出日を含む15日間)としており、それを踏まえ、ひばり号も2週間に1度の割合で巡回しています。

市民アンケート等で図書館サービスについて市民の声を聞いており、ひばり号の巡回場所や時間については、その都度要望を聞いております。ひばり号を停車させ、安全に運営することができるスペースの確保が必要ですので、学校や地域の方と相談し、希望に沿うよう調整し、反映させております。また、巡回のお知らせを図書館ホームページ及び岳南朝日新聞に掲載することや、交流センター等の関係機関にチラシを配布することで、周知に努めております。

※回答への問合せ先は、中央図書館 サービス係 電話 26-5062 です。

要望事項2. 不登校対策支援員の拡充及び支援員確保のための手当拡充について

文部科学省によると、令和4年度の問題行動・不登校調査で、不登校の小中学生が前年度に比べ2割増の29万9,048人と過去最多を更新していることが発表されており、完全に不登校になる前のケアが喫緊の課題となっています。市内においても、教室に入れない児童・生徒が学習室や保健室で自学自習を行っている学校がありますが、教員が足りていない中、じっくりと向き合ってもらえない現状があることを聞いています。多様な現れのある児童・生徒に個別最適な支援を行うとともに、教室にいる児童・生徒に確かな学びを保障するためにも、現在2名の不登校対策支援員の拡充及び支援員確保のための手当拡充を要望いたします。

(回答)

本市では現在、3名の不登校対策支援員を配置しています。市立小中学校を巡回して支援に当たる会計年度任用職員の配置基準は「不登校、又は不登校傾向にある(別室登校含む)児童生徒100人に1人を配置」としています。

令和4年度末には不登校児童生徒数が307人となったため、令和5年度は支援員を1人増員し、3人といたしました。令和5年度10月現在、不登校児童生徒数は261人となっており、昨年同時期と比べ47人増加したため、更に増加することが予想されることから、来年度も配置基準に基づき適正な支援員の配置を考えているところです。

また、児童生徒の不登校の理由は、年々、複雑化、多様化しており、更にはそのときの心理状況によって変化することから、不登校対策支援員には専門性が求められます。応募要件は、「教員免許取得またはおおむね5年の教育現場での勤務経験、またはスクールカウンセラーとしての勤務経験を有する方」とし、児童生徒に適切な支援ができるような方をお願いしているところです。

今後も、不登校及び不登校傾向にある児童生徒やその保護者に対して、学校生活における不安等を解消し、学校への復帰又は学びの機会の保障ができるよう、適切に、教育相談や学習支援を行うなど、一人一人のニーズに合わせて丁寧に対応してまいります。

※回答への問合せ先は、学校教育課 指導係 電話 22-1185 です。

要望事項3. 民間企業やボランティア団体と連携した大規模災害対策について

大規模災害発生に被災地・被災者への支援が円滑に進むよう、他の自治体や民間企業各社と協定を締結し、大規模災害に備えているものと思います。災害時には市職員が地域の住民と一緒にあって、要配慮者への対応を行う要配慮者班を組織し、そのメンバーには市職員を中心に、避難所や地域で専門の資格を有した人を加えることが重要であると考えます。また、被災家屋の復旧は初期の適切な対応が重要であり、被害家屋等の復

旧指導・説明ができる技術系のサポート人材を多く確保することも重要です。大規模災害発生時の困難を乗り越えるため、民間企業やボランティア団体等との連携を密にし、サポート人材を確保できる備えを要望いたします。

(回答)

現在、本市の要配慮者への対応については、保健福祉部を中心とした要配慮者支援班を組織し、要配慮者の中でも特に災害時等における避難行動に支援を要する方（避難行動要支援者）に対する、災害情報伝達、避難行動、避難生活等における支援等を明確にし、災害時の避難生活に必要な支援を的確に行うことができる体制の整備を図ることを目的に「避難行動要支援者避難支援計画」を策定しております。

また、民間企業等との協定については、民間企業等と役務の提供に関する協定、建物、工作物等の応急復旧に関する協定、応急物資等の調達に関する協定、福祉施設等の使用に関する協定等を108団体、115協定締結しております。

この協定の中には、災害時における復旧工事に必要な測量設計等業務の実施について定める一般社団法人静岡県測量設計業協会との協定、被災した建築物等が余震等により倒壊するなど、二次災害の発生のおそれがある場合に災害応急対策の緊急解体業務に関する協力について定める一般社団法人静岡県解体工事業協会との協定、災害時において障がい者等の避難場所として福祉施設等を使用することについて定める社会福祉法人等との協定を締結しております。

さらに、災害時の応援協定を締結した団体と平時から密な関係を築き、迅速な対応を図るため、富士宮市災害時応援協定連絡会を設置し、毎年度開催しております。

今後も、前述しました富士宮市災害時応援協定連絡会等において、協定団体との連携の推進や民間企業等との協定締結を進めていくとともに、本市においても要配慮者等への体制整備や、対応の推進を進めていきたいと考えております。

※回答への問合せ先は、危機管理局 危機管理担当 電話 22-1319 です。

要望事項4. 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について

2021年全国では自殺が10代前半の子どもの死因1位となりました。自殺の背景は多岐にわたりますが、子どもの貧困は自殺リスクの要因になりかねないため、生活貧困世帯の子どもの対象とした学習支援や居場所づくりが重要です。子ども食堂など、地域の自発的で多様な多世代交流活動や居場所があることで地域社会のセイフティーネットが作られます。行政として環境整備に努めていただくとともに、そうした場を通じて問題を抱える方々への支援につながるよう、アウトリーチ機能の強化を要望いたします。

(回答)

本市では、平成29年度から生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業を実施しています。本事業では、子どもに対する学習支援に加え、居場所や多様な学び、経験の機会の提供とともに、保護者に対しても家庭訪問等を通じて、子どもの養育に必要な情報提供や子育てに関する相談支援を行っています。

事業開始当初から、市内の社会福祉法人及びボランティアの方々に御協力をいただきながら、学習支援にとどまらない、子どもたちにとって家庭や学校以外の第三の居場所となるような取組を行ってまいりました。

令和6年度からは、事業対象者を中学生限定から小学生に拡大するとともに、こども食堂、校内居場所カフェ、認知カフェ等、既に多世代の交流活動や居場所づくりに取り組んでいる活動団体と情報共有や連携を図り、多様な居場所づくりを進めてまいります。

また、令和6年度から実施予定の重層的支援体制整備事業と連動させ、アウトリーチ支援員が地域の様々な活動場所に出向き、困りごとを抱えた世帯の把握や、さらに把握された世帯への家庭訪問を行うなどアウトリーチ機能を強化し、問題を抱える方々に必要な支援が届くよう取組を進めてまいります。

※回答への問合せ先は福祉総合相談課 福祉相談支援係 電話 22-1561 です。